

岩宿駅駅前広場基本計画策定及び周辺道路交通ネットワーク検討業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和5年5月22日

みどり市長 須藤 昭男

1. 業務概要

(1) 業務名

岩宿駅駅前広場基本計画策定及び周辺道路交通ネットワーク検討業務

(2) 業務内容

別紙「岩宿駅駅前広場基本計画策定及び周辺道路交通ネットワーク検討業務仕様書（案）」及び「同 業務内容書（案）」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月22日まで

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当していないこと。
- (2) みどり市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生又は再生手続をしていないこと。
- (4) プロポーザル実施公表の日から受託候補者の特定の日まで、本市が定める入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (5) みどり市暴力団排除条例（平成24年みどり市条例第12号）第2条各号に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しないこと。
- (6) 国土交通省による建設コンサルタント「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
- (7) 過去10年間（平成25年度から令和4年度まで）に、官公庁により発注された「駅周辺整備計画及び道路交通計画」の実績を有すること。
- (8) 配置予定技術者は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 管理技術者及び照査技術者は、技術士又はRCCMの有資格者とし、専門分野を「都市計画及び地方計画」とする。
 - イ 管理技術者及び照査技術者は、過去10年間（平成25年度から令和4年度まで）に、官公庁により発注された駅周辺整備計画の策定業務の実績を有するものとする。
 - ウ 担当技術者のうち少なくとも1名には、技術士又はRCCMの有資格者で専門分野が

「道路」であるものを配置すること。ただし、管理技術者が当該資格を有している場合はこの限りでない。

- (9) 法人税、市税、消費税等を滞納していないこと。
- (10) その他法令に違反していないこと及び違反するおそれがないこと。

3. 手続

岩宿駅駅前広場基本計画策定及び周辺道路交通ネットワーク検討業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等による。

なお、実施要領、仕様書等各種様式は、みどり市ホームページ上で公開する。

4. 事務局

(1) 所在地

群馬県みどり市大間々町大間々1511（みどり市役所 大間々庁舎）

(2) 担当窓口

みどり市都市建設部都市計画課まちづくり整備係

電子メール toshikeikaku@city.midori.lg.jp

電話番号 0277-76-1903（直通）